

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県税規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○告示（令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐる））の一部改正（漁業管理課）	2
○告示（特定水産資源の採捕の停止の命令）の一部改正（3件）（ " ）	2
○保安林の指定予定の通知（3件）（治山林道課）	3
公 告	
○令和6年度高知県家畜人工授精等講習会修業試験の合格者（畜産振興課）	3
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	3
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程の一部を改正する規程	4
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数（3・5 掲示）	4
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数（" ）	4
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（" ）	4
入札公告	
○一般競争入札（高知県旅費事務センター一運営委託業務）の公告（総務事務センター）	5

規 則

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月18日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第19号

高知県税規則の一部を改正する規則

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「別記第12号様式の3及び」を「別記第12号様式の3及び別記第12号様式の4並びに」に改める。

別記第12号様式の3の次に次の1様式を加える。

第12号様式の4 (第5条関係)

住所(所在地) 年 月 日
氏名(名称) 様
県税事務所長 印

更正 自動車税環境性能割決 定通知書(納額告知書)
加算金額の決定

自動車税環境性能割について、次のとおり更正・決定・加算金額の決定をいたしましたので通知します。
この通知に基づき納付すべき金額については、指定納期限までに納付書によって納めてください。
なお、不足税額については、法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額に年14.6パーセント(法定納期限の翌日から指定納期限後1月を経過する日までの期間は、年7.3パーセント)の割合(当分の間は、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいいます。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて得た延滞金(延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる不足税額に1,000円未満の端数があるとき又はその不足税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)を加算して納めてください。

Table with columns for correction/decision/added amount reasons, vehicle registration number, vehicle name/type, and various tax calculation items like standard amount, rate, and penalties.

- (審査請求及び取消訴訟に関する教示)
1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。
2 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第115号の2

令和6年3月高知県告示第251号(令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の定め(するめいか及びくろまぐる))の一部を次のように改正する。
令和7年3月6日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

2中「89.3トン」を「97.3トン」に改め、2の(1)のうち「32.833トン」を「33.317」に改め、2の(1)のE中「6.68トン」を「11.379トン」に改め、2の(3)のうち「19.664トン」を「19.76トン」に改め、2の(3)のE中「15.012トン」を「17.733トン」に改める。
3中「16.1トン」を「24.1トン」に改め、3の(1)のE中「1.719トン」を「6.1トン」に改め、3の(2)のE中「1.417トン」を「5.036トン」に改める。

高知県告示第115号の3

くろまぐる(30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。)の漁船漁業による採捕の数量について、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項の規定により知事管理漁獲可能量の期間別(令和7年1月1日から同年3月31日まで)の数量を変更するので、同法第33条第2項第1号の規定に基づき令和7年1月高知県告示第7号の2(特定水産資源の採捕の停止の命令)で命じたくろまぐるの漁船漁業による採捕の停止の命令の一部を変更するものとし、同告示の一部を次のように改正する。

令和7年3月6日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

本文中「同年3月31日までの」を「同年3月6日までの」に改める。

高知県告示第115号の4

くろまぐる(30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。)の採捕の数量について、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項の規定により令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を変更するので、同法第33条第2項第2号の規定に基づき令和7年1月高知県告示第56号の2(特定水産資源の採捕の停止の命令)で命じたくろまぐるの採捕の停止の命令の一部を変更するものとし、同告示の一部を次のように改正する。

令和7年3月6日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

本文中「同年3月31日」を「同年3月6日」に改める。

高知県告示第115号の5

くろまぐる(30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。)

の定置漁業による採捕の数量について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により知事管理漁獲可能量の期間別（令和7年1月1日から同年3月31日まで）の数量を変更するので、同法第33条第2項第1号の規定に基づき令和7年1月高知県告示第94号の2（特定水産資源の採捕の停止の命令）で命じたくろまぐろの定置漁業による採捕の停止の命令の一部を変更するものとし、同告示の一部を次のように改正する。

令和7年3月6日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

本文中「同年3月31日までの」を「同年3月6日までの」に改める。

高知県告示第150号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年3月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
安芸市奈比賀字東荒谷650の17
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第151号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年3月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
安芸郡安田町小川字ミナミタニ577の2、字ギンロクダニ578の1、579の3、字クロハザ593の5、字クマノウチ853の19、字ナカウ子927の7
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第152号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年3月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町小川縦ノ木山字堂ノ向945の1から945の3まで、4275、字日浦山1100、4454、4456
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する令和6年度高知県家畜人工授精等講習会修業試験の合格者を令和7年3月3日付けで次のとおり決定したので、高知県家畜人工授精等講習会規程（昭和25年11月高知県告示第521号）第9条の規定により公告する。

令和7年3月18日

高知県知事 濱田 省司

受講者番号

1 2 3 4 5

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和7年3月18日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和6年11月19日 6高都計第421号	香美市土佐山田町楠目字楠目1052番2、1057番1	香美市土佐山田町楠目 延広

公営企業局管理規程

高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月18日

高知県公営企業局長 澤田 昌宏

高知県公営企業局管理規程第1号

高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局電気事業及び工業用水道事業財務規程（昭和37年高知県電気局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「第22条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

別表第1高知県工業用水道事業勘定科目表の費用の表中

				報酬
を				
「				報酬 報償費

に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,456人である。

令和7年3月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、162,127人である。

令和7年3月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和7年3月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知市選挙区	89,017人
室戸市・東洋町選挙区	4,052人
安芸市・芸西村選挙区	5,599人
南国市選挙区	12,871人
土佐市選挙区	7,245人
須崎市選挙区	5,514人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,070人
土佐清水市選挙区	3,512人
四万十市選挙区	9,028人
香南市選挙区	9,128人
香美市選挙区	7,044人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	2,796人
長岡郡・土佐郡選挙区	2,933人
吾川郡選挙区	7,452人
中土佐町・檮原町・津野町・四万十町選挙区	8,535人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,226人

<p>黒潮町選挙区 2,903人</p> <p style="text-align: center;">----- 入 札 公 告 -----</p> <p>政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。 令和7年3月18日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 特定役務の名称及び数量 高知県旅費事務センター運営委託業務 一式</p> <p>(2) 特定役務の特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 特定役務の契約期間 特定役務に係る契約の締結の日から令和10年6月30日まで</p> <p>(4) 特定役務の履行期間 令和7年7月1日から令和10年6月30日まで</p> <p>(5) 特定役務の履行場所 入札説明書による。</p> <p>(6) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後又は当該調停手続が開始された後に、知事が定める手続に基づく物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札参加資格の再認定を受けている者にあつては、この限りでない。</p> <p>ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者</p> <p>イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者</p> <p>ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法</p>	<p>律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者</p> <p>エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者</p> <p>(3) 高知県における「令和6年度～令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。</p> <p>(4) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和6年度から令和8年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和5年9月高知県告示第638号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県会計管理局総務事務センター 電話番号088-823-9703</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法</p> <p>ア 手渡しによる交付の場合 令和7年3月18日（火）から同年4月28日（月）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>イ ダウンロードによる交付の場合 令和7年3月18日午前9時から同年4月28日午後5時までの間に高知県ホームページの入札情報ページ（https://www.pref.kochi.lg.jp/category/bunya/shigoto_sangyo/nyusatsu_joho/）で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 令和7年5月22日（木）午前10時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和7年5月21日（水）午後5時までに(1)の入札説明書の交付場</p>	<p>所に必着すること。</p> <p>イ 場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎 地下第5会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和7年4月28日午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 最低制限価格の設定の有無 無</p> <p>(6) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(7) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(8) 契約書作成の要否 要</p> <p>(9) 資格審査に関する事項 2の(3)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和7年4月28日午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合で</p>
--	---	---

も、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(11) 令和7年度高知県一般会計予算が議決されなかった場合(修正されて議決された場合を含む。)は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(12) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be procured: Management and running of the Kochi Prefecture Travel Expenses Center 1 set

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Monday 28 April 2025

(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Thursday 22 May 2025

(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive at the department noted in (5) by 5:00 P.M. on Wednesday 21 May 2025

(5) Contact: General Affairs Center, Treasury, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan
Tel: 088-823-9703

(6) Others: As in the tender documentation